

1680年対蘭カピチュレーションの概要

松 井 真 子

キーワード：オスマン帝国、カピチュレーション、条約、国際法史、オランダ、地中海

はじめに

オスマン帝国のカピチュレーションは、1923年ローザンヌ条約によって公式にその廃止が決定された¹⁾。この条約は、1922年のオスマン帝国滅亡後、条約締結直後にトルコ共和国を建国することになるアンカラ政府と第一次世界大戦戦勝国との間で締結された。第一次大戦中オスマン帝国は一方的にカピチュレーションの廃止を宣言したが、連合国側はこれを認めず大戦後戦勝国となると、カピチュレーションの効力を持続させた。1923年まで効力をもったカピチュレーションのうち、主要な3つとして、1675年対英カピチュレーション、1680年対蘭カピチュレーション、そして1740年の対仏カピチュレーションを挙げられる。

オスマン帝国のカピチュレーションが19世紀から20世紀初頭の文脈において、西欧列強が帝国から獲得し、帝国に課した制約であるとする見方を、帝国が最初にカピチュレーションを西欧諸国の君主たちに恵与した時代にあてはめることの弊害については既に指摘されて久しい。しかし、とりわけ欧米諸国の初学者や、帝国と西欧諸国との関係について詳しくない人々にとって、西欧語の *capitulation* に征服という意味もあるため、なお誤解されることが多いという。実際にはオスマン帝国のカピチュレーションは、帝国興隆期から最盛期の15-16世紀において、ヨーロッパ諸国の君主たちへの恩恵として一方的に下賜されるものであった。すなわち、小国たる西欧諸国の君主たちが友好関係を約束し貢納品をもって礼をつくして、帝国内、特に東地中海（レヴァント）での通商の許可を請願してきたため、強大な帝国の君主がそれを許諾し、請願国の商人や外交使節などの安全と財産を保障したものであった。オスマン帝国の恵与したカピチュレーションについては、イタリア語の章を意味する *capitula* の複数形 *capitoli* に由来し、対応する英語では *chapters* すなわち「諸章」という意味しかない。オスマン帝国は敵対国との講和についての取決めも、通商・居留勅許（これが友好諸国へのカピチュレーション

ンにあたる)のどちらも、オスマン朝の君主が下賜する「条約の書アフドナーメ」と呼んできた。アフドはアラビア語の契約や約束を意味し、ナーメはペルシア語の文書を意味する。本稿では通商・居留勅許について扱うため「条約の書」ではなく、その一部を構成するカピチュレーションの語を用いる。19世紀にむけて帝国と西欧諸国の力関係が逆転すると、この一方性が、片務性として西欧列強が帝国に課したものと解釈されていく。カピチュレーションの文言は変わらないままに、その解釈が変容していったわけである。19世紀にイギリスが牽引した自由貿易条約網は、西欧諸国と非西欧諸国との間では片務性をもつ不平等条約であった。オスマン帝国の場合は、この19世紀に西欧列強と新たに締結した諸通商条約によって、カピチュレーションの有効性が再確認され、その効力をローザンヌ条約まで継続させることとなった。

カピチュレーションについて研究する際、現在なお筆頭に参照されるのが、H・イナルジクによる『イスラーム百科事典』第二版の「イムティヤーズート〔通商・居留諸特権〕」項目のオスマン帝国に該当する部分である。百科事典の項目とはいえ、学術論文に匹敵する長さを持つこの項目で、イナルジクはカピチュレーションの歴史を、次の4項に分類して概観している。(1)イタリア海洋国家の時代(1300-1569/イスラム暦700-977年、以下同)、(2)西欧諸国優勢の時代(1569-1774/977-1188年)[仏英蘭に対するカピチュレーションを中心に記述し、18世紀のその他のヨーロッパ諸国との通商条約についても紹介]、(3)ヨーロッパ帝国主義の道具としてのカピチュレーション[見出しに年代提示なし。時代は(2)にほぼ重なり、ハプスブルク、ロシアとの関係を中心に記述]、(4)カピチュレーションの弊害とその廃止のための試み[見出しに年代提示はないが、18世紀末からローザンヌ条約までを扱う]²⁾。

筆者はオスマン帝国のカピチュレーションが、19世紀の自由貿易条約体制にどのような影響を与えたかについて関心をもって研究を進め、主に帝国とイギリスとの関係を軸に18世紀後半から19世紀前半における変化に着目してきた³⁾。しかしこの過程でカピチュレーションが19世紀半ばの「不平等」な自由貿易条約に取り込まれる際、主だった西欧諸国のカピチュレーションが、17世紀後半から18世紀前半より更改されていないことの意味を問う必要があると考えた。また日本において、世界史におけるオスマン帝国のカピチュレーションの重要性は認識されてはいるものの、オリジナル文書に基づいた紹介はほとんどなされていないこと⁴⁾から、基礎的文書の転写と和訳を共同研究の形で進めている⁵⁾。この際、最初に取りあげて作業を進めているのが、前述のイナルジクの分類による第二項にあたる主要西欧諸国の参入であり、それはフランス、イギリス、オランダの三国である。18世紀にロシアを含むその他のヨーロッパ諸国⁶⁾と締結された通商条約については、次の段階でとりあげる予定である。この仏英蘭の三国のうち、最初にオスマン帝国と公式に関係を結んだのはフランスであり、その後の歴史においても、フランスに対するカピチュレーションがモデルとなっているとされるため⁷⁾、

ここから始めるのが妥当とも考えられるが、前述のとおり、1923年に廃止対象とされたのが、1675年対英、1680年対蘭、1740年対仏カピチュレーションであったため、この順で紹介を進めている⁸⁾。オスマン語のオリジナル文書の転写と和訳の発表の前に、一昨年1675年の対英カピチュレーションの概要⁹⁾を発表し、本稿では1680年対蘭カピチュレーションについて概観する。

1. オスマン帝国と東地中海における通商規範：17世紀初頭まで

オスマン帝国とオランダについての論述に入る前に、オスマン帝国勃興以降の東地中海（レヴァント）通商規範の変化についてその概略をとらえておきたい。13世紀から14世紀にかわる頃、西アジアのアナトリア半島西北部、衰退の一途をたどるビザンツ帝国にわずかに残った領土に隣接する地域で、オスマン率いるトルコ系騎馬戦士集団が頭角をあらわした。短期間のうちに、当時アナトリアに群雄割拠していたトルコ系諸君侯国やビザンツ帝国とも対峙できる力を蓄えた新たな戦士集団の破竹の勢いは、15世紀初頭一時東方のモンゴル系国家ティムール朝の進撃に敗退し滅亡の危機にさらされた。しかしオスマン勢力は周辺諸国が息つく間もなく態勢を立て直し、1453年にはメフメト2世指揮下にコンスタンティノープルを征服し、千年の歴史を誇ったビザンツ帝国を滅ぼした。このオスマン勢力の伸長に戦々恐々と慄きながら対応を迫られたのが、西方キリスト教世界であった。地中海でビザンツ時代から栄華をきわめていたヴェネツィアやジェノヴァをはじめとするイタリア都市国家は、初期には海の者とも山の者とも判断のつかぬオスマン勢力との関係に苦慮しつつ、時にはビザンツを支援し、時にはオスマン側と講和を結びつつ、東地中海における勢力と通商確保に腐心していた。オスマン朝は、他のトルコ系諸君侯国とこうした地中海諸国やビザンツ帝国との関係を参照しつつ、イタリア商業都市国家やその西に位置するフランスと関係を結んでいった¹⁰⁾。ビザンツ帝国を滅ぼしたオスマン勢力は帝都をイスタンブル（コンスタンティノープル）¹¹⁾に遷し、帝国にふさわしい体制を整えた。1517年にはセリム1世がマムルーク朝を滅ぼし、シリア、エジプトそしてイスラムの二大聖地メッカ・メディナを含むヒジャーズ地方（アラビア半島の紅海沿岸部）を支配下に入れ、イスラム世界の盟主となった。この際オスマン政府はマムルーク朝が領内でイタリア商業都市やフランスに与えていた通商勅許（マルスム）をそのまま認めたといわれる¹²⁾。ヨーロッパ、アジア、アフリカの三大陸に跨る領土を獲得した帝国は、続く15世紀中葉のスレイマン大帝の時代にさらなる拡大をとげ最盛期をむかえた。

トルコ系王朝としてはルーム・セルジューク朝が早くも1207年にはキプロス王国とヴェネツィアに対して通商特許を与えたとされ、1220年のヴェネツィアに与えた条文が現存する最古のテキストと目されている¹³⁾。アナトリアのエーゲ海沿岸部のトルコ系アイドゥン侯国やメンテシェ侯国も14世紀半ばにヴェネツィアと「条約」を結び、ま

たシリア・エジプトを支配していたアイユーブ朝やマムルーク朝は十字軍時代からイタリア商業都市に通商特権を与えていた¹⁴⁾。

オスマン朝は1352年に初めてバルカン半島に進出した際、当時ヴェネツィアと敵対関係にあったジェノヴァと友好な関係を持ち、最初のカピチュレーションを与えた。この条文は失われたが、1387年のテキストが現存する¹⁵⁾。オスマン勢力がアナトリアのトルコ系諸君侯国を征服していく過程で、これらの君侯国がイタリア商業都市などに与えていた諸通商特権を認めていった。1402年にアンカラの戦いでバヤズイト1世がティムールに捕虜にされた後の後継者争いの内乱期に、スレイマン・チェレビはヴェネツィアに支援を求めた。この際、1403年にビザンツ帝国、ジェノヴァ、ロドス島騎士団と合わせて、はじめてヴェネツィアにいくつかの通商特許が認められ、これは1411年ムーサ・チェレビにより再承認された。後継者争いを制したメフメト2世は、旧イタリア領土を貢納国にしようとし、ヴェネツィアとは敵対と講和・友好関係を繰り返した¹⁶⁾。ヴェネツィアに対する「条約の書」は幾度もの更改を経て次第にその内容を広げていった。1517年セリム1世によるマムルーク朝征服は東地中海商業に大きな影響を与えた。セリム1世はマムルーク朝君主がヴェネツィアやカタロニア領事、フランスに与えていた特許を更新したが、これは正式な公文書によるものではなかった¹⁷⁾。

1536年フランス国王フランソワ1世は、オスマン帝国とのより密接な関係を築くため特使J・ドゥ・ラ・フォレをイスタンブルに派遣した。遠征中であつたスレイマン1世にかわり、大宰相イブラヒム・パシャと交渉し草案が作成されたが、彼が突然処刑され、この草案もスレイマン1世によって正式な承認を得なかったとされる¹⁸⁾。オスマン帝国側は共通の敵ハプスブルクと対抗するため、フランスと同盟関係を結ぶことに積極的であつた。そして通商上の競争相手の出現を警戒するヴェネツィアの抗議にも関わらず、1569年には正式なカピチュレーションをフランスに対して発出した。まずフランスがセリム2世の即位に際し、旧マムルーク朝下の通商特許のオスマン全土での承認に拡大することを希求し、フランス国王は1569年に使節クロード・デュ・ブルグをイスタンブルに派遣した。当時キプロス征服の準備を進めていたオスマン君主は、これを認めフランスに対する最初公的なカピチュレーションが恵与された。オスマン領土で通商を行うには、君主のカピチュレーションが不可欠であつた。フランスはこれをもってヴェネツィアにかわる帝国の主要貿易相手国になっていく。さらに重要なのは、カピチュレーションが恵与されると、恵与国はまだカピチュレーションを下賜されていない諸国の商人を自国の旗を掲げた商船にのせることができた。言い換えれば恵与されていない国家の商人は、恵与国の旗のもとでしか帝国における通商活動ができなかったのである。

これに対し不満をもったのが、地中海商業に16世紀後半から乗り出してきたイギリスやオランダであつた。新たな競合相手を警戒するフランスやヴェネツィアの反対を退

け、オスマン政府は1580年にイギリスに最初のカピチュレーションを与えた。フランスやイギリスは激しく競合しあったが、そのうちの一つがオランダ商人に対する保護権であった。カピチュレーションを持たない国の商人を、自国の旗の下で保護するかわりに、フランスやイギリスはそれらの商人から領事館料として保護の対価を徴収することができたため、両者はこの収入をめぐる保護権を争ったのであった。この争いは、オランダ自体が1612年に独自にカピチュレーションを獲得することで終結した。

2. オスマン帝国とオランダ

最初の正式な対蘭カピチュレーション発出は1612年のことであるが、帝国とオランダとの関係は16世紀中葉より既に始まっていた。この時期はオランダがスペインからの独立戦争を開始し、17世紀にはヨーロッパでの覇権国となっていく輝ける時代である。オランダ史研究者によれば、オランダの勃興には、「母なる貿易」と呼ばれたバルト海・北海通商圏での穀物貿易がその起爆力としてあった¹⁹⁾。一方地中海では穀物が不足し、大いなる需要があった。

地中海世界は、北西ヨーロッパにとっての新しい通商航路の「発見」による世界規模の拡大開始と、資源の枯渇により陰りをおびはじめていた。もともと西方キリスト教世界は南の地中海圏を先進地帯とした。地中海世界は南アジア、東南アジアや東アジアから運ばれる豊かな物産の中継地点としても栄えていた。イスラム世界勃興後は、ここを中継して東地中海に運ばれた香辛料や胡椒などが、イタリア商人によって北西ヨーロッパに運ばれ、それがイタリア商業都市の発展を支えていた。しかし、穀物の不足と船舶の主要な材料である木材が枯渇していくことによって、海運業に次第に影響がおよんでいく。対照的にこの頃北西ヨーロッパでは、①南北アメリカからの金銀資源の流入と中継、②豊富な木材や鉄、燃料の石炭などによる造船・海運業の発達、③後背地の穀物輸送、④イベリア半島の宗教迫害を逃れた通商・金融に経験と知識をもついわゆるセファルディムと呼ばれたスペイン系のユダヤ人のネットワークの利用による金融・貿易業の発達が複合的に重なることによって興隆の時代をむかえつつあった。

北方ヨーロッパの中心として繁栄したアントウェルペンがスペイン支配下にはいり、新教徒やユダヤ教徒がさらにアムステルダムに移住し、アムステルダムはバルト海・北海の貿易・金融中心地となり急速に発展する。それは、19世紀に覇権国となっていくイギリスのロンドンの追隨をまだ許さないものであった。その後アムステルダムとロンドンとハンブルクの三拠点が併存する時代をへて、最終的に綿織物の工業生産に成功するイギリスのロンドンが金融の中心ともなった。イギリスはフランスやオランダを戦争でも圧倒し、大西洋、インド洋、太平洋に連なる全地球規模の広大な植民地、あるいは「非公式」帝国を形成しながら覇権を握っていった。

16世紀中葉のオランダと地中海世界の関係に話を戻す。東方物産獲得経路をイタリ

ア商業都市に依存していた北西ヨーロッパが、ジブラルタル海峡をこえて直接地中海商業に乗り出すのが16世紀である。イギリスやオランダの商船が、まず地中海北岸の諸港を訪れるようになった。イギリスの私掠船がスペイン海域を侵しはじめ、スペインの無敵艦隊がイギリスに敗北したアルマダの海戦は1588年である。フランスやイタリア商業都市での通商から、さらにその先のオスマン帝国と直接貿易を希求していくのは自然の流れであった。地中海海域は海賊が跋扈する地域であり、商船は北アフリカの海賊にも悩まされており、オスマン政府の保護下にはいれば、海賊行為から免れることも期待された。オスマン帝国はユーラシア大陸経由の物産に加え、インド洋から紅海経由でもたらされ胡椒や香辛料の集積地とし知られていたアレクサンドリアなどのシリア・エジプト地域もその領土下に有していた。レヴァント貿易を他国の商船によらず推進するためには、オスマン政府からの正式な認可、すなわちカピチュレーションを得ることが不可欠であった。

16世紀中葉のセファルディム系ユダヤ商人ドン・ヨセフ・ナスィ（1524-1579）は、マラーノ（イベリア半島でのユダヤ教迫害を前に形式上キリスト教に改宗した人々）であり、キリスト教名をドン・ジョアン・ミケスという。彼ははじめアントウェルペンのメンデス兄弟の銀行で活躍したが、1553年にイスタンブルに移住した。彼はスレイマン1世とセリム2世の両者に、西欧事情に通じた助言者として仕えた。ナスィを媒介として、オランダのスペインからの独立戦争援助が画策された。オラニエ公ウィレム1世はオランダ独立のためのオスマン支援を求めてナスィに密使を送った。オスマン朝スルタンは、フランドルなどスペイン支配下のルター派新教徒たちへの書簡で支援を約した。オランダの「海の乞食ゴイセンたち（オランダにおける新教徒の呼称）」は「ローマ教皇よりもトルコ人」のスローガンを掲げ、戦艦をオスマン朝の色である赤に染め、月の装飾を施すことまで行ったという。スペイン・ハプスブルク家のフェリペ2世に反旗を翻したホランドの貴族たちを支援するため、1569年にナスィはオスマン帝国の影響力を用いた²⁰。しかしこの時代にはまだオスマン帝国とオランダ共和国の正式な外交関係は樹立されなかった。

3. 1680年対蘭カピチュレーション

オスマン帝国とオランダ共和国の公的な外交関係樹立は1612年であるが、通商活動ははやくも1560年代に開始されていた。最初のオスマン帝国からオランダへの輸出品がチューリップであったという。オランダ商人は初期にはフランス船の、後には保護獲得がより安価であったイギリス船に乗船し、そのことによって先にカピチュレーションを恵与されていた両国の商人と同条件でレヴァント貿易に参入していった。記録にのこっている商人としては1580年代ファン・デル・ミュレンやジャック・デ・ラ・ファイユなどがあげられる。個人としてレヴァント貿易に参入したこうしたオランダ商人た

ちは、イスタンブルやシリアのアレッポで通商活動を行った。

前述の通り、1569年にカピチュレーションを得たフランスと1580年にカピチュレーションを得たイギリスは、領事館料を希求してオランダ商人に対する保護権の管轄をめぐって争ったが、これに決着をつけたのが1612年のオスマン政府によるオランダへのカピチュレーション恵与であった。

オランダに対する通商勅許恵与に関しては、オランダ側の希望もあったが、オランダ側に対するオスマン高官の奨励があった点が興味深い。北西ヨーロッパの台頭が始動するこの時期、オスマン帝国をはじめとするアジアの大国はまだ文化的にも経済的にもヨーロッパ勢力に簡単に打ち砕かれる段階にはいたっていない。しかしオスマン帝国はこの時期内外の要因が重なって混乱期に陥っていた。「新」大陸からもたらされた銀はオスマン帝国にもインフレをもたらし、帝国は貨幣の改铸（悪铸）によってこれを打開しようとしてかえって財政危機を招く。俸給に不満を抱いた歩兵軍団のイエニチェリや地方領主の反乱が長引き疲弊した。またハプスブルクやサファヴィー朝との敵対関係も帝国の財政危機を招いていた。

一方オランダのレヴァント貿易は17世紀末にかけて急速に増加していった。1604年にオランダ商人はアレッポに15万ドゥカートの銀を輸出した（同年のヴェネツィアの輸出量は125万ドゥカート、フランスは80万、イギリスは30万ドゥカートであった。）10年後オランダは50万ドゥカートを輸出し、これは同年のイギリスの25万ドゥカートの倍であった²¹⁾。オランダはレヴァントにスペイン銀に加えて香辛料や胡椒を輸出し、綿花やモヘア、絹、没食子²²⁾といった高価な産物を輸入した。オランダ政府はこうした新たな奢侈品貿易に着目し、オスマン政府との関係樹立を模索するようになった。

同時期にオスマン政府も貿易から得られる収益を考慮し、オランダ政府（連邦議会）からの要請に呼応することになった。1610年オスマン帝国の海軍提督ハリル・パシヤ（1570-1629年）がオランダ政府に、カピチュレーション請願を勧める書簡を送り、その後数度書簡が交換された。これを受けて大使に任じられたコルネリス・ハーハー（1578-1654年。駐イスタンブル大使在任期間：1612-1638年）が、随員たちと4ヶ月の航海をへてイスタンブルの地を踏んだのは1612年3月であった。ハリル・パシヤの仲立ちがあったため、カピチュレーション発布手続きは速やかに進み、約三ヶ月後の7月に君主アフメト1世の花押をいただく「条約の書」²³⁾が発出された²⁴⁾。前述のとおり強力な貿易競合相手の登場を警戒する英仏大使の反対があったものの、オスマン政府側は耳をかさなかった。

このカピチュレーション恵与をうけオランダのレヴァント交易はさらなる急成長を遂げる。オランダ経済全体に対するレヴァント交易の意味については、J・イスラエルが強調しているが、オランダ経済史研究者の間では、その影響はバルト海・北海圏や、東インドと大西洋圏に比べて小さかったとする説が優勢のようである²⁵⁾。しかし地中海圏

においてオランダが果たした役割は従来考えられていた以上に大きかったと考えられる。M・ブルトがまとめるようにイギリスのレヴァント会社の歴史を記したA・ウッドはオランダ商人のレヴァント交易量を取るに足りないものとし、フランスもイギリスと同程度とみなした。しかしJ・イスラエルの研究では、17世紀においてオランダ商人はレヴァント貿易においてイギリスやフランスをしのご貿易量を担っていたとされている²⁶⁾。オランダ商人は当初イスタンブルに加え、シリアのアレppoを中心として交易を進めたが、やがてアナトリアのエーゲ海岸部のほぼ中程に位置するイズミル（スミルナ）に最大拠点を移していく。17世紀にイズミルはオスマン帝国の対西欧諸国交易の中心地として急成長した。17世紀から20世紀初頭まで、イズミルは対西欧貿易量においてはイスタンブルをしのごいでいたといわれる。イズミルには英仏蘭の領事館を中心に居留地が築かれた。オランダはイスタンブルの大使館、アレppo、イズミルの領事館を軸に、パトラ、テッサロニキ（サロニカ）、アテネ、ガリポリ、サイダー（シドン）、カイロ、アルジェ、テュニスといった地中海の主要商業都市を結ぶネットワークを築いていった²⁷⁾。

オスマン帝国の対蘭カピチュレーションは1612年の後、少なくとも1634年と1680年に更新されている。しかしフランスやイギリスの場合と異なり、オランダに対するカピチュレーションの内容は1612年の内容とほとんど変わらない。カピチュレーションは、1740年の対仏カピチュレーションの規定が、後継のオスマン君主の名においても通商・居留特許を認めるまで、その有効期限は発布した君主の在位期間というのが暗黙の了解であり、君主の代替わりごとに更新される必要があったといわれる。しかし、君主の交代で更新が必ずおこなわれていたかは現存資料からは不明である。むしろ英仏蘭3国に恵与されたカピチュレーションの年代は君主の即位直後ではなく、在任期間の途中である場合も多い。カピチュレーションの更改は、まず通商条件の変更が勅令などで規定され、それらの勅令による新规定が新たなカピチュレーションにまとめて挿入され更改されるという経緯をたどった。イギリスやフランスのカピチュレーションには、両国に与えられる勅許が次第に拡大していくことが示されるのであるが、オランダの場合は変化していない。オランダが中央集権的でなく、現地の裁量権に任せられ諸条項拡張にそれほど熱心でなかったのか、最恵国待遇でイギリスやフランスと同等の特許をえることが明記されているため、それに依拠することで十分と考えたのかは不明である。A・デ・フロートによれば、大使ハーハーの本国政府への報告書には1634年のオランダに対する2回目のカピチュレーション発布についての記録はない²⁸⁾。

オランダに対する3回目そして最後のカピチュレーションは1680年に発布された。この時のオスマン帝国君主はメフメト4世（在位：1648-1687年）である。彼の在位は約40年の長きにわたったが、在位期間の多くを旧帝都であるエディルネ（アドリアノーブル）で過ごし、趣味の狩猟三昧の日々をおくり（このため「アヴジュ avcı 狩人」と

呼ばれた)、国政は大宰相を輩出したキョプリュリユ家に任せきりであった。当時オランダ公使となっていたユスティヌス・コリエルはキョプリュリユ家の女婿である大宰相カラ・ムスタファ・パシャから、オランダのカピチュレーションが期限切れで無効となる旨を告げられる。この背後にはオスマン宮廷通訳であったギリシア正教徒マヴロコルダトスの教唆があったとコリエルは考えていた。コリエルは着任当初マヴロコルダトスから宮廷の内部情報を購入するよう誘われたが、関心を示さなかったため彼の不興をかったとする。コリエルは競合相手フランス大使らの教唆も指摘した²⁹⁾。オスマン政府は、「条約の書」発布にともなう高価な発布費用の徴収を画策したと考えられる。17世紀オスマン帝国はハプスブルク家と断続的に戦闘を続けていたため様々な戦費調達を試みられた。カラ・ムスタファ・パシャはこの後ハンガリーでの反乱をうけ、1683年に第二回ウィーン包囲を試みたが失敗し処刑された。オスマン政府は以後1699年まで続く神聖ローマ帝国、ヴェネツィア、ポーランド、ロシアとの長い戦争に突入し、メフメト4世も途中で敗戦を責められ1687年に退位を余儀なくされた。

さて初代大使ハーハーが1638年に本国に帰国した後、駐イスタンブル大使はしばらく任命されず公使が職務にあたっていた。1668年に久々に大使に任命されたコリエルは、イスタンブルにながくとどまり、在任中の1682年にイスタンブルで死去した。後継の大使には彼の長子でイスタンブル生まれのヤコブス・コリエルが任命され、彼は1725年まで大使職にあった。ユスティヌス・コリエルは1680年にカラ・ムスタファ・パシャからカピチュレーション更新申請を求められたが、高額の出費をともなう更新を望んではいなかった。しかしオスマン政府に既存カピチュレーションの無効を告げられれば応じざるをえず、費用捻出に苦心しながらも発出をえた。彼は6,000ケセに相当する贈答品をおくり、さらに30,000ターレルを支払いカピチュレーションを更新したとされる³⁰⁾。父の跡を継ぎ大使となったヤコブス・コリエルは、ウィーン包囲に始まったハプスブルク家を中心とする神聖同盟との戦争の1699年カルロヴィッツ条約による講和の際に活躍した。その功績をもってより有利な新カピチュレーション獲得の模索がなされたが、発布にはいたらなかった³¹⁾。

通商・居留特許であるカピチュレーションを含むオスマン帝国の「条約の書」は、近代条約とはかなりの点で異なっている。まず「条約の書」は対等な関係の国家どうしの取決めではなく、優位にあるオスマン君主が相手国君主に下賜する形式をとる。通商・居留特許の場合、相手国がオスマン側の優位をみとめ、友好関係を誓約することの見返りに、相手国の外交官や商人の帝国領土での生命と財産を保障し、自由な通商活動を認めるものである。「条約の書」の条文を読むと、多くが相手国商人に対する規定というよりは、オスマン帝国内の各地地方官などが、君主が保障した外国商人の通商活動などを妨害せず、海賊から保護し、遭難船を援助したり、過剰な関税をとらないように命じている。したがって相手国、たとえばこの場合オランダにおけるオスマン商人（少なか

らぬ非ムスリム商人がアムステルダムとの通商に携わっていたとされる)について同等の処遇を定める規定は含まれない。ただし、暗黙には相手国におけるオスマン臣民の同等の処遇が求められていたとされる³²⁾。

前述のとおり、1680年対蘭カピチュレーションの条文は、若干の追加事項以外1612年のものとほとんど同一の内容である。ただし前文や本文中には、更新の経緯が示され、簡単に1612年以降1634年にも更新があったこと、新たに1680年に更新がなされることに触れている。また付表から明らかなように、両カピチュレーションの内容はほぼ同じものの、条項の分け方が異なっており、1612年は全65条、1680年版は全56条となっている(ただし前述の通り条項分けはオランダが便宜上ほどこしているもので、オスマン語のオリジナル文書は条項分けされていない)。1612年と1680年の条項毎の対照や各条項の内容については本稿の付表を参照されたい。

以下、対蘭カピチュレーションに規定された主な内容をまとめる。

・友好関係

オスマン政府との友好関係は、カピチュレーション発出の必須条件であった。オスマン側は相手君主が友好 *dostluk ve müvâlât ve muşâfât* の意を示したため(贈答品の献上をとまなう)、オスマン君主の恩恵として諸条件 *şurût* すなわち通商と居留に関する特許を認めるとしている。なお1680年の段階では、諸特権 *imtiyâfât* の語はまだ用いられていない(前文他)。

・通商居留特許

オランダ商人の生命・財産が保障され、帝国内での自由な通商活動、居留が認められた(前文、第XXVI条)。

・大使館・領事館設置、領事裁判権、領事館でのオスマン臣民通訳、護衛イエニチェリの雇用

オスマン領土内での大使、領事の設置が許可され、オランダ人どうしの係争については領事裁判権が認められた。ただしオスマン臣民との間の係争はイスラム法廷に、また対蘭カピチュレーションには明記されていないが、4,000アクチェ以上の訴訟についてはイスタンブルの御前会議に管轄権があった。裁判の際には通訳の臨席が必要とされた。また大使や領事は必要に応じて、オスマン臣民を通訳や護衛として雇用することが認められた(前文、第V, X, XXXIV, XXXVI条他)。

・海賊からの保護規定、オランダ人捕虜の解放

当時地中海域は海賊が跋扈する場であったから、この規定はオランダ側から強く求められた。北アフリカ沿岸部の多くは形式上オスマン支配下であり、オスマン政府の要請があれば海賊行為を減じることができると期待された。しかし実効性はあまりなく、西欧諸国は、実質上の統治者である北アフリカ沿岸諸国君主との直接の取決めを同時並行ですすめていった(第XVII, XVIII, XX条他)。

・貿易品

綿花・綿糸・絹・パラスト用の塩などの買付が認められた。また鉄・錫などの輸入に関する規定もある（第 III, XXI, XLII, XLV 条）。

・関税規定

17世紀初めにイギリスに認められた3%関税はイギリスだけに認められており、フランスやヴェネツィアは従来通り5%の関税を支払っていた。オランダは最初の1612年カピチュレーションでイギリスに次いで3%の低関税を認められた（第 XII, XLVI, LIX 条）。フランス商人に対する関税が3%とカピチュレーションで規定されるのは1673年になってからである。

・エルサレム巡礼

聖地エルサレムへの巡礼と巡礼者への妨害の禁止規定は対英カピチュレーションにはないが対仏、対蘭カピチュレーションには明記されている（第 LII 条）。

・最恵国待遇

近代条約に見られる、締約国すべてに将来の新規定も認めるとするものではなく、既存の「条約の書」を恵与されている諸国と同等の勅許を与えるとするもの。最恵国条項の原初形態と考えられる。イギリスやフランスに認められた勅許についてはオランダに対しても認められた（前文、第 III, XL 条他）。

以上から読み取れることは、オスマン政府が当時の世界において、きわめて「開放的な」政策をとっていたことであろう。オスマン政府は統治において、臣民の安寧をはかり不満を喚起しないため、領土内での供給を満たすことを主眼においた。このため輸入は推奨され、輸出は領土内の供給を満たした後、余剰があれば許可されたのであった。これは重商主義を進め、アジア・大西洋貿易で独占を追求した西欧諸国とは全く異なる経済政策であった³³⁾。

おわりに

本稿ではオスマン帝国の1680年対蘭カピチュレーションについて、その発出の経緯と概要を紹介した。今後はオリジナル文書の転写と和訳を進め、1675年対英カピチュレーションや、1673年および1740年の対仏カピチュレーションと比較対照しつつ、16世紀末から西洋の主要三カ国との間で構築されたカピチュレーション体制についてさらに詳細な紹介をおこなう。また18世紀に他のヨーロッパ諸国と締結された通商条約の検討をすすめ、1838年以降のいわゆる自由貿易帝国主義時代の諸通商条約締結にいたる過程について考察していく予定である。

注

- 1) ただしトルコ共和国の関税自主権の回復は1929年まで持ちこされた。
- 2) Inalcik (1971), pp. 1182-1188.
- 3) Matsui (2012).
- 4) フランスに対するカピチュレーションについては、堀井の抄訳がある。堀井 (2019a) ; (2019b)。
- 5) この共同研究は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の高松洋一教授と行っている。筆者は現在当該研究所のフェローとして研究を進めており、受入教官の高松教授には本稿作成に関しても様々な助言をいただいた。またオランダ人名のカタカナ表記については、同所研究機関研究員嘉藤慎一氏の教示をえた。記して謝意を表したい。
- 6) ロシアをヨーロッパに含めることには異論もあると考えるが、ここでは含めておく。なおロシアを中心とする東方正教会圏を西方キリスト教世界と別個にとらえ、その狭間に位置する現ルーマニアのモルドヴァ・ワラキアについて、オスマン、ロシア、西欧3つの世界の関係から描きだした研究として黛 (2013) がある。
- 7) フランスへの最初のカピチュレーション恵与は、かつては1536年とされていたが、現在は1569年とする見方が主流となっている。1536年カピチュレーションは草案にとどまり、君主スレイマンに正式に承認されることはなかったということである。ただしトルコ人研究者M・キュテュクオールはスレイマン1世自身が後に「我がアフドナーメ」としてこの文書に言及していると指摘しており、1536年カピチュレーションの有効性に関しては、まだ決着していない。Zeller (1955); 堀井 (1994), p. 57 注(3); Panaite (2010), pp. 367-373; Kütükoğlu (1988); (2000).
- 8) 1740年対仏カピチュレーションの第42条までは、その前の1673年対仏カピチュレーションまでの条項の内容をまとめたものであり、第43条以降が新しい追加条項である。1673年対仏カピチュレーションは43条と新規追加条項15条に分けられている。Noradounghian (1897-1903), vol. 1, pp. 136-145 and 277-300.
- 9) 松井 (2019).
- 10) Inalcik (1971), pp. 1182-1183; Theunissen (1998), chapter 1-7; Skilliter (1977).
- 11) イスタンブルはコンスタンティノープルのトルコ語名であり、語源については諸説あるが、ギリシア語で「街へ」を意味するイス・ティン・ポリに由来するという説が有力である。なおオスマン政府はイスタンブルと合わせて、コンスタンティヌポリスにあたるクスタンティニーエKustantiniyye の語も公文書で使い続けた。
- 12) Theunissen (1998), p. 153 ; Skilliter (1977) ; 堀井(1994)。特に電子版で公開されたH・トゥーニセンの研究は、現存するヴェネツィアに対する「条約の書」のオリジナルすべての転写を付録として紹介しており、初期のオスマン帝国の外交文書の発展について考慮する際の必見文献であるが、残念ながら現在アクセス不可となっている。
- 13) Inalcik (1971), p. 1182. 1220年にルーム・セルジューク朝がヴェネツィアに与えた通商勅許については、Theunissen (1998), chapter 3-4.
- 14) Theunissen (1998), chapter 1-2, chapter 5-6.
- 15) Inalcik (1971), p. 1182; Theunissen (1998), chapter 7.
- 16) Theunissen (1998).
- 17) Inalcik (1971), p. 1183.
- 18) 注7)参照。

- 19) オランダは「母なる貿易」とされるバルト海・北海を舞台とする北方ヨーロッパの経済圏を牽引し、ポルトガル、スペインにかわって17世紀にオランダが覇権を握るインド洋経済圏と大西洋経済圏の接続を推進した。このような海洋国家オランダの世界史における重要性を示した研究として、玉木 (2009) ; (2014) 他、氏の一連の論考を参照されたい。
- 20) De Groot (1978), pp. 81–83; Bulut (2001), p. 112; 宮武 (1980).
- 21) De Groot (2009), p. 12.
- 22) 植物の虫こぶから作られる。皮革の鞣しや染料の材料となるタンニンを多く含む。
- 23) De Groot (2009), p. 17; Çelikkol, de Groot and Slot (2000), pp. 28–29. オリジナル文書はハーグの国立文書館所蔵 ARA, Staten Generaal, 12593.15. オランダ語訳については同12578.6、転写と英訳は De Groot (1978), pp. 231–260. 同書の巻末資料 Plate I–XII は、オランダ国立文書館所蔵のオリジナル文書の白黒ファクシミリである。転写と英訳については De Groot (2009), pp. 129–152 に再録。
- 24) De Groot (1978); (2009), pp.12–13; Çelikkol, de Groot and Slot (2000), chapter 1–2.
- 25) 玉木 (2009), pp. 28–48 ; (2014), pp. 45–87; 山本 (2011).
- 26) Bulut (2001), pp. 129–130; Israel (1989); Wood (1954), pp. 54–55; 99–100.
- 27) De Groot (2009), pp. 15–162.
- 28) Çelikkol, de Groot and Slot (2000), pp. 52–53. オリジナル文書はハーグの国立文書館所蔵。ARA, Staten Generaal, 12593.47.
- 29) De Groot (2009), p. 17; Çelikkol, de Groot and Slot (2000), pp. 84–86. オリジナル文書はハーグの国立文書館所蔵。ARA, Staten Generaal, 12593.69. およびイスタンブルのオスマン文書館所蔵 BOA, A {DVNSDVE d. 22/1, pp. 5–13; TS MA d. 7018/01, folio 11–15 7018/02, folio 18–25. 後2冊の台帳は、TS MA d. 7018/01 台帳末尾に挿入された書付から、18世紀後半（おそらく露土戦争時）にメフメト4世期の「条約の書」の抜粋を君主から命じられ編纂されたものと考えられる。フランス語訳については、Noradounghian, G. ed. (1897–1903), vol. 1, pp. 169–181. オスマン語テキストについては刊行条約集 *Mu'âhedât Mecmû'ası*, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), vol. 2, pp. 95–107にも所収されているが写し間違いや誤植が散見されるため使用には注意が必要。
- 30) Bulut (2001), p. 193, note 141; Mantran (1962), p. 548.
- 31) Bulut (2001), pp. 122–123.
- 32) Inalcik (1971), p. 1181. なお1631年のペルシアとオランダの条約では、オランダがペルシア商人（多くはアルメニア商人と推察される）のオランダ領における通商の自由や領事設置を相互的に認めている。Alexandrowicz (1958 rep. 2017) 参照。
- 33) オスマン帝国の経済政策、特にその供給優先主義については Genç (2000), pp. 53–67 参照。

参考文献

〈未刊行史料〉

- ・ オランダ：国立文書館、ハーグ (Nationaal Archief, ARA: Algemeen Rijksarchief, the Hague)
Staten Generaal, NL-HaNA 1.01.02 12578.6; 12593.15B1; 47A; 47B; 69A, 69B2.
- ・ トルコ：オスマン文書館、イスタンブール (Devlet Arşivleri Başkanlığı, BOA: Başkanlık Osmanlı Arşivi)
Düvel-i Ecnebi Defterleri, A {DVNSDVE d. 22/1: Flemenk Ahidname Defteri
Düvel-i Ecnebi Defterleri, A {DVNSDVE d. 29/4: Fransa Ahidname ve Nişan Defteri

Düvel-i Ecnebi Defterleri, A {DVNSDVE d. 35/1: İngilterelü Nişan Defteri
Topkapı Sarayı Müzesi Defterleri BOA, TS MA d. 7018. 01; 7018/02.

〈刊行史料および条約集〉

Feridun Bey, (1859 (h.1275)), *Mecmū'a-i Münşe'ātü š-selātin*, İstanbul, vol. 2.

Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875*: TURKEY, London.

Kurdakul, Necdet (1981), *Osmanlı Devleti'nde Ticaret Antlaşmalar ve Kapitülasyonlar*, İstanbul.

Mu'âhedât Mecmū'ası, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., İstanbul. (Reprinted in 2008, *Muâhedât Mecmūası*. 5 vols. Ankara: TTK.)

Noradounghian, G. ed. (1897–1903), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, 4 vols., Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein).

〈研究書〉

Alexandrowicz, C. H. (1958, reprinted in 2017), “A Persian-Dutch Treaty in the Seventeenth Century” (first published in 1958), in C. H. Alexandrowicz, David Armitage and Jennifer Pitts eds., *The Law of Nations in Global History*, Oxford, 2017. (抄訳：C. H. アレクサンドロヴィッチ著、D. アーミテージ、J. ピッツ編、大中真他訳 (2020) 『グローバル・ヒストリーと国際法』日本経済評論社。)

Arı, Bülent (1996), *Conflicts Between the Dutch Merchants and the Ottoman Local Authorities According to the “Felemenk 'Ahdname Defteri” dated 1091/1680*, (MA thesis, Bilkent University; Ankara).

Bağış, Ali İhsan (1983), *Osmanlı Ticaretinde Gayri Müslimler-Kapitülasyonlar- Beratlı Tüccarlar, Avrupa ve Hayriye Tüccarlar(1750–1839)*, Ankara, reprinted in 1998 with additional images of original documents.

Van den Boogert, Maurits H., and Kate Fleet eds. (2003), “The Ottoman Capitulations: Text and Context,” special issue, *Oriente Moderno*, 22 n.s. (83).

Van den Boogert, Maurits H. (2005), *The Capitulations and the Ottoman Legal System: Qadis, Consuls and Beratlıs in the 18th Century*, Leiden.

Bulut, Mehmet (2001), *Ottoman-Dutch Economic Relations in the Early Modern Period 1571–1699*, Hilversum.

Çelikkol, Zeki, Alexander de Groot, and Ben J. Slot (2000), ... *Lale ile Başladı: Türkiye ve Hollanda Arasındaki Dört Yüzyıllık İlişkilerin Resimli Tarihçesi/... It Began with the Tulip: The History of Four Centuries of Relationship between Turkey and the Netherlands in Pictures*. Ankara.

Eldem, Edhem (2006), “Capitulations and Western Trade,” in S. Faroqhi ed. *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 283–335.

Erdbrink, G. R. Bosscha (1975), *At the Threshold of Felicity: Ottoman-Dutch Relations during the Embassy of Cornelis Calkoen at the Sublime Porte, 1726–1733*, Ankara.

Fassbender, Bardo and Anne Peters eds. (2012), *The Oxford Handbook of the History of International Law*, Oxford.

Genç, Mehmet (2000), *Osmanlı İmparatorluğunda Devlet ve Ekonomi I*, İstanbul.

De Groot, Alexander H. (1978), *The Ottoman Empire and the Dutch Republic: A History of the Earliest*

- Diplomatic Relations 1610–1630*, Leiden/Istanbul.
- De Groot, Alexander H. (2003), “The Historical Development of the Capitulatory Regime in the Ottoman Middle East from the Fifteenth to the Nineteenth Centuries,” *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (83), pp. 575–604.
- De Groot, Alexander H. (2009), *The Netherlands and Turkey: Four Hundred Years of Political, Economical, Social and Cultural Relations*, Istanbul.
- Faroqhi, Suraiya (2004), *The Ottoman Empire and the World Around It*, London/New York.
- Hamilton, Alastair, Alexander de Groot and Maurits H. van den Boogert eds. (2000), *Friends and Rivals in the East: Studies in Anglo-Dutch Relations in the Levant from the Seventeenth to the Early Nineteenth Century*, Leiden/Boston/Köln.
- Hoenkamp-Mazgon, Marlies, translated by Gül Özlem, *Istanbul'da Hollanda Sarayı: 1612'den beri elcilik binası ve sakinleri*, Istanbul (original version printed in Amsterdam).
- İnalçık, Halil (1971), “İmtiyâzât, ii. The Ottoman Empire.” *The Encyclopedia of Islam*, 2nd Edition, Leiden, vol. 3, pp. 1179–1189.
- Israel, Jonathan (1989), *Dutch Primacy in World Trade 1585–1740*, Oxford.
- Kadı, İsmail Hakkı (2012), *Ottoman Dutch Merchants in the Eighteenth Century: Competition and Cooperation in Ankara, İzmir, and Amsterdam*, Leiden/Boston.
- Kołodziejczyk, Dariuz (2000), *Ottoman-Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of ‘Ahdnames and Other Documents*, Leiden.
- Kütükoğlu, Mübahat (1974–1976), *Osmanlı -İngiliz İktisadi Münasebetleri*, 2 vols., vol. 1; 1580–1838, Ankara; vol. 2; 1838–1850, Istanbul. reprinted in 2013 as *Balta Limanı'na Giden Yol—Osmanlı-İngiliz İktisadi Münasebetleri (1580–1850)*, Ankara.
- Kütükoğlu, Mübahat (1988), “Ahidnâme: Türk Tarihi,” *Türkiye Diyanet Vakfı İslam Ansiklopedisi*, sayı 1, s. 536–540.
- Kütükoğlu, Mübahat (2000), “Ahidnames and the Trade Pacts,” in K. Çiçek et.al. eds., *The Great Ottoman, Turkish Civilisation*, Ankara, pp. 207–219.
- Matsui, Masako (2011), From Sultan's Favors to Instruments of European Expansion, (unpublished Ph.D Dissertation, Tokyo University).
- Panaite, Viorel (2010), “Western Diplomacy, Capitulations and Ottoman Law in the Mediterranean (16th–17th Centuries): The Diplomatic Section of the Manuscript Turc 130 from the Bibliothèque Nationale in Paris,” in Seyfi Kenan ed. *Osmanlılar ve Avrupa: Seyahat, Karşılaşma ve Etkileşi/The Ottomans and Europe: Travel, Encounter and Interaction*, Istanbul, pp. 357–383.
- Panaite, Viorel (2019), *Ottoman Law of War and Peace: The Ottoman Empire and Its Tribute-Payers from the North of Danube*, 2nd edition, Leiden/Boston.
- Skilliter, S. (1977), *William Harborne and the Trade with Turkey*, London.
- Talbot, Michael (2017), *British-Ottoman Relations, 1661–1807: Commerce and Diplomatic Practice in the Eighteenth-Century Istanbul*, Woodbridge.
- Theunissen, Hans (1998), *Ottoman-Venetian Diplomats: The Ahd-names: The Historical Background and the Development of a Category of Political-Commercial Instruments together with an Annotated Edition of a Corpus of Relevant Documents*, based on his unpublished dissertation of 1991 with minor change published on Internet base. *Electronic Journal of Oriental Studies*. (<http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-I2.html>. 2003年アクセス。)
- Wood, Alfred (1935 reprint 1964), *A History of the Levant Company*, London: Frank Cass & Co. Ltd.

- Zarinebaf, Fariba (2018), *Mediterranean Encounters: Trade and Pluralism in Early Modern Galata*, Oakland, California.
- Zeller, Gaston (1955), "Une légende qui ala vie dure : les capitulation de 1535," in *Revue d'Histoire Moderne et Contemporaine*, vol. 2, pp. 127-132.
- 小松香織 (2011) 「オスマン帝国史研究と「世界システム」論」早稲田大学西洋史研究会『西洋史論叢』第33号 (特集：世界システムとオスマン帝国)、35-41頁。
- 玉木俊明 (2009) 『近代ヨーロッパの誕生 オランダからイギリスへ』講談社選書メチエ。
- 玉木俊明 (2014) 『海洋帝国興隆史 ヨーロッパ・海・近代世界システム』講談社選書メチエ。
- 羽田正 (2007) 『東インド会社とアジアの海 (興亡の世界史 第15巻)』講談社。
- 堀井優 (1994) 「16世紀前半のオスマン帝国とヴェネツィア—アフドナーメ分析を通して」『史学雑誌』第103編第1号、34-62頁。
- 堀井優 (2009a) 「オスマン朝の対仏カピチュレーション (1569年)」歴史学研究会『世界史史料』第2巻、240-242頁。
- 堀井優 (2009b) 「オスマン朝の対仏カピチュレーション (1740年)」歴史学研究会『世界史史料』第8巻、108-110頁。
- 松井真子 (2004) 「オスマン帝国外交史研究の動向：「条約」文書の変容を手がかりに」『イスラーム世界』63、54-64頁。
- 松井真子 (2019) 「1675年条文にみる対英カピチュレーションの構成と変容」『愛知学院大学文学部紀要』第48号、19-35頁。
- 黛秋津 (2013) 『三つの世界の狭間で 西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題』名古屋大学出版会。
- 宮武志郎 (1996) 「ヨセフ・ナスィ オスマン朝における元マラーノの軌跡」『オリエント』39-1、149-165頁。
- 山本大丙 (2011) 「1600年頃のオランダとオスマン帝国—貿易史の視点から—」早稲田大学西洋史研究会『西洋史論叢』第33号 (特集：世界システムとオスマン帝国)、11-27頁。

[付記] 本稿は令和2-3年度日本学術振興会研究費基盤研究(C) (課題番号19K01535) による研究成果の一部である。

表：1680対蘭カピチュレーションの条項

条項	1612年の条項との対応	概要
前文	前文, i-iii	両国の友好関係の確認、カピチュレーション恵与の経緯など。
I	iv, v	オランダ商人がもたらした金貨・銀貨の非課税、[オスマン]造幣所による鍛造の禁止。
II	vi-viii	オランダ商人を捕虜にすることの禁止、敵船積載の積荷の没収の禁止。帝国の非ムスリム臣民の糧食を積んだ船に乗船したオランダ人を捕虜にすることの禁止。
III	ix	フランス人と同様に綿花・綿糸・蜜蝋・モロッコ革などの交易認可。
IV	x	天候不良時のオスマン領内諸港への避難。
V	xi	殺人事件についての大使と領事の裁判権。
VI	xi, xii	領事の免責。相違する勅令の無効。
VII	xiv	死亡したオランダ人の財産。
VIII	xiv	オランダに与えられた諸勅令の有効性。
IX	xiv	相続税免除。
X	xv	大使および領事による通訳・護衛官の雇用。
XI	xvi	自家消費用ワイン製造の許可。
XII	xvii	アレppo、アレクサンドリアなどにおける3%の関税。
XIII	xviii	オランダ船の積荷。大使と領事に対する領事館料の支払い。
XIV	xix	陸揚げされた商品に対する諸税（関税）の一度のみの支払い。領内輸送の自由。
XV	xx	屠畜税、通行料などの免除。
XVI	xx	投錨税の上限。
XVII	xxi	アルジェリア海賊に対する対応。オランダ臣民を捕虜とすること、また彼らの商品の強奪禁止。
XVIII	xxi	オランダ領に属する人々の解放。財産の返還。妨害・干渉の禁止。勅令違反した海賊のオランダ港への入港禁止。
XIX	xxii	カピチュレーション実施のため、オスマン行政官への勅令発出。
XX	xxiii	海賊の弁済によるオランダ人捕虜の解放。
XXI	xxiv	オスマン領産の糧食を積んだオランダ船の航行保障。妨害や虜囚化の禁止。
XXII	xxv	オランダ船積載の敵国商品の没収禁止。
XXIII	xxv	オランダ船に乗船している[敵国人]の虜囚化禁止。
XXIV	xxvi	台風などでの遭難時におけるオランダ船への救援。
XXV	xxvi	[漂着時の]必需品の購入の自由。
XXVI	xxvii	必要な関税や諸税納付の上でのオランダ商人や通訳のオスマン領における通商の自由、オスマン官憲による妨害の禁止。
XXVII	xxviii	漂着したオランダ船や積荷の回収支援。
XXVIII	xxix	オランダ人債務者や保証人以外の免責。
XXIX	xxx	オランダ人の遺言執行。遺産相続。
XXX	xxxi-xxxiii	オランダ人の商業取引のイスラーム法廷での登録。それによる係争の解決。
XXXI	xxxiv	大使や領事の要請による拘留中オランダ人の解放。

XXXII	xxxv	オスマン領に居留するオランダ領に属する者の人頭税 (<i>harāc</i>) 免除。
XXXIII	xxxv	大使によって雇用された領事や通訳の人頭税、屠畜税などの免除。
XXXIV	xxxvi	アレクサンドリア、カイロ、チュニスなどにおける領事任命。妨害の禁止。
XXXV	xxxvii	強制による商品購入の禁止。
XXXVI	xxxviii	通訳不在の場合のイスラーム法廷における裁判の不可。
XXXVII	xxxix	バルカン地域やアナトリアでの売却のために捕虜にされたオランダ人の解放。ムスリム化した場合も同様。購入時の金額の返還。
XXXVIII	xl	オスマン領海におけるオスマン船とオランダ船の相互友好。
XXXIX	xl	自発的でない場合のオランダ船からの物品調達の禁止。
XL	xli	フランス臣民、イギリス臣民と同等の権利の保障。
XLI	xlii	コンスタンティノーブルとダーダネルスにおけるオランダ船検査。ガリポリでの非検査。
XLII	xliii	アレッポなどでの絹の買付。関税納付後の船舶検査禁止。
XLIII	xliv	キプロスなど寄港地での一時的荷下ろしの際の関税徴収禁止。
XLIV	xlvi	キプロスなどでのバラストとしての塩の購入及び積載の自由。
XLV	xlvi	バラスト用の塩の価格。定価以上の額での売却禁止。
XLVI	xlvii	鉛、錫、鉄などのオスマン領への輸入、3%関税の請求。
XLVII	xlviii-xlix	ムスリムの注文によるオランダ船での商品運搬。その際の関税。規定外の諸税請求の禁止。停泊中の苦役免除。
XLVIII	l	オランダ人のムスリムへの改宗、その際の彼らの商品や財産。
XLIX	li	ムスリムへの改宗への疑義を口実とする妨害の禁止。
L	lii	過剰な商品価格 [でのオランダ商人への売却] の禁止。
LI	liii	オランダ船に捕縛された敵船の寄港受入、干渉の禁止。必需品の供給。
LII	liv	エルサレム巡礼の許可。巡礼者に対する妨害の禁止。
LIII	lvi	オランダ船舶往来の際の [オスマン当局による] 保護。盗難にあった際の盗難品の探索、窃盗犯の捜索と処罰。
LIV	lvii	大使や領事による衣類や糧食など購入。その際の関税その他諸税の免除。
LV	lviii	オスマン官憲による本カピチュレーションの遵守、違反の禁止。
LVI	lx	カフファなどの黒海沿岸諸港におけるオランダ商人によるロシアからの輸入品の売却。3%の関税。
LVII	lxi-lxiii	天候不良で [目的地イスタンブルに着けず] カフファなど黒海沿岸諸港に避難したオランダ船に積載のロシア商品の強制売却禁止。必需品の供給と台車の提供。
LVIII	lxix	イスタンブル向け商品への課税、寄港地でなくイスタンブルで徴収。
LIX	lxv	イスタンブルでの関税3%。それ以上の徴収禁止。オランダ政府の友好的態度に対するオスマン君主のカピチュレーション恵与と遵守。

Hertslet, Edward ed. (1875), *Treaties and Tariffs Regulating Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: TURKEY*, London. pp. 96-97をもとに下記史料を参照しつつ作成。条項分けは全56条とする Hertsletではなく、全59条とする次の De Groot に依拠した。De Groot (2009), p. 17; Çelikkol, de Groot and Slot (2000), pp. 84-86。オリジナル文書はハーグの国立文書館所蔵 ARA, Staten Generaal, 12593.69。およびイスタンブルのオスマン文書館所蔵 BOA, A {DVNSDVE d. 22/1, pp. 5-13; TS MA d. 7018/01, folio 11-15; 7018/02, folio 18-25。